

各種計画等を
策定しました



あきる野市森林整備計画

本計画は、都の多摩地域森林計画の策定に伴い、策定しました。

▽期間 令和8年3月31日まで
▽問合せ 農林課林務係(直通558・1849)

あきる野市公園等整備・運営ガイドライン

あきる野市都市計画マスタープランで定めた公園緑地整備の方針に基づき、「あきる野市公園等整備・運営ガイドライン」

を策定しました。都市公園等の整備や運営に関する総合的な解決を図り、厳しい財政状況の中で事業を効率的かつ効果的に推進していくための、公園等整備や運営に関する基本的な指針となります。

▽問合せ 都市政策課(直通558・2026)

各計画は、「パブリックコメント」で提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方」とともに、閲覧できます。

※公園等整備・運営ガイドラインは、5月15日(金)まで。

▽閲覧場所 各問合せ担当課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、各図書館、中央公民館、市ホームページ

令和7年度介護職員等永年勤続表彰式を実施しました

3月16日、介護職員等永年勤続表彰式を実施しました。今年度は、介護福祉士などの資格を有し、市内介護事業所等に10年以上勤務された方を対象として、48人の方を表彰しました。表彰式には、5人の方が出席され、市長から表彰状の授与とお



祝の言葉が述べられました。
▽問合せ 高齢者支援課介護係(直通558・1969)

人権擁護委員に宮崎律子さん

宮崎律子さんが4月1日付で、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

市では、6人の人権擁護委員を人権身の上相談員に委嘱し、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権身の上相談を行っています。

市民課市民相談窓口

▽問合せ 市民課市民相談窓口係

すきの子保育園閉園のお知らせ

すきの子保育園は、令和8年3月31日をもって閉園しました。

▽問合せ 保育課保育係

戦没者などの遺族の方へ
第12回特別弔慰金請求を受付中

請求がお済みでない方は、早めにご手続きをください。

▽支給内容 額面27万5千円(5年償還の記名国債)

▽受付期間 令和10年3月31日まで

▽対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受けられる方(戦没者などの妻や父母等)がいない場合、次の順番で遺族1人に支給します。

① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権を取得した方

② 戦没者などの子

③ 戦没者などの父母、孫、祖母、兄弟姉妹

④ 戦没者などの死亡当時、生計関係があること等の要件で、順番が入れ替わります。

⑤ 前記①から④まで以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。
▽申込み・問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

木造住宅の耐震化を
支援します



▽訪問耐震相談(無料) 簡単な耐震チェックと耐震全般のアドバイス

●対象棟数: 30棟(申込み順)

▽耐震診断 費用の一部を助成

●助成金額: 耐震診断費用(税抜)の2分の1以内(5万円を限度)

●対象棟数: 20棟(申込み順)

▽対象 昭和56年5月31日以前に建築した木造2階建て以下の住宅で、自らが所有し居住している家屋

▽耐震改修 費用の一部を助成

●対象: あきる野市耐震診断助成制度に基づき耐震診断を受けた

口座振替で確実に納期限内に納付しましょう

市税の納付には口座振替がおすすめです。

▽口座振替のメリット

●非対面で納付できる。

●納付書の管理がいらぬ。

●支払いの期間がからぬ。

●申込みは、申込書に必要事項を記入の上、通帳の届出印を押印し、市内金融機関から市役所に提出(ゆうちょ銀行を希望の場合は、ゆうちょ銀行の窓口に出)することで完了します。安全・確実・便利な口座振替を

利用ください。

訪問や電話、SMS(ショートメッセージサービス)での催告を行っています

納期限までに市税を納めていただけない場合、未納となっている市税を自動的に納付いたたくよう、訪問や電話、SMSでの催告を実施する場合があります。不審な訪問や電話、詐欺ではないかと心配な場合や、メッセージに心当たりのない場合はご連絡ください。

▽問合せ 徴税課徴税係(直通558・1689)

市議会本会議の模様をインターネット(録画)で配信中

3月定例会議の本会議の模様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

本会議録画中継



建物等の解体・リフォーム工事の前には石綿事前調査が必要です

建物等の解体・リフォーム工事の前には、建築時期、規模、用途に関わらず、全ての建築物・工作物において、石綿含有建材が使用されていないかの調査が、義務付けられています。

解体等工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の報告も必要です。

- 建物の解体…作業対象となる床面積の合計が80平方メートル以上
- 建築物のリフォーム…請負代金の合計が100万円以上
- 工作物の解体・リフォーム…請負代金の合計が100万円以上

○報告窓口 対象・規模で報告窓口が異なります。事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います。

○事前調査を行う方 解体等工事を行う元請業者か自主施工者(業者に依頼しないで自ら施工する者)

※令和5年10月から次に該当する方による事前調査が義務化されました。

- 建築物石綿含有建材調査者資格を有する方
- 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された方

※事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。

○工事の元請業者等が事前調査を実施する場合のお願い

● 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。

● 元請業者は、発注者に事前調査結果の報告が必要です。

○事前調査で建築物に石綿の使用が確認された場合

● 建物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。

● 吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材などが使用されている場合は、作業実施の届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

※詳しくは、東京都アスベスト情報サイトをご覧ください。

○問合せ 生活環境課生活環境係

東京都アスベスト情報サイト



工事の対象・規模	報告窓口(問合せ先)
延べ面積が2,000㎡未満の建築物	生活環境課生活環境係
延べ面積が2,000㎡以上の建築物 全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課 (☎042-523-0238)